明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○崎山湾自然環境保全地域の区域を拡張する件（環境九）　一
○崎山湾自然環境保全地域に関する保全計画を変更する件（同一〇）　四
○崎山湾海域特別地区の区域を変更する件（同一一）　四
○自然環境保全法第二十七条第三項第五号の規定に基づき、環境大臣が指定する区域及びその区域ごとに指定する動植物を定める件の一部を改正する件（同一二）　四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　六
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、公認会計士等の登録及び登録抹消、税理士証票無効・登録まつ消、日本弁護士連合会裁決・懲戒の処分、厚生年金基金解散・清算人就任、特定計量器型式承認関係　三
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係
会社その他
会社決算公告

告示

○**環境省告示第九号**

自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第二十二条第一項の規定に基づき、崎山湾自然環境保全地域の区域を拡張し、同条第七項において準用する同法第十四条第四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

この自然環境保全地域の区域を表示した図面は、環境省自然環境局自然環境計画課、那覇自然環境事務所、石垣自然保護官事務所及び西表自然保護官事務所に備え付けて供覧する。

平成二十七年二月十七日

環境大臣　望月　義夫

一　名称

崎山湾・網取湾自然環境保全地域

二　区域

沖縄県八重山郡竹富町字崎山及び字西表地先海面（崎山湾、網取湾及び両湾周辺の海域）

三　区域図（省略）

○**環境省告示第十号**

自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第二十三条第一項の規定に基づき、崎山湾自然環境保全地域に関する保全計画を変更したので、同条第三項の規定において準用する同法第十五条第二項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

この自然環境保全地域に関する保全計画は、環境省自然環境局自然環境計画課、那覇自然環境事務所、石垣自然保護官事務所及び西表自然保護官事務所に備え付けて供覧する。

平成二十七年二月十七日

環境大臣　望月　義夫

一　保全計画の対象区域

崎山湾・網取湾自然環境保全地域

二　保全すべき自然環境の特質その他当該地域における自然環境の保全に関する基本的な事項

本地域は、沖縄県八重山列島西表島の西端に位置する崎山湾、網取湾及び両湾周辺の海域であり、人為の影響が少なく自然性の高い清澄な海域となっている。

崎山湾では、清澄な海域を生息場所とするミドリイシ類をはじめとする多種のサンゴから成るサンゴ群集が発達し、網取湾では、多様な湾内環境に応じたサンゴ群集が発達し、湾内の深みには西表島の固有種であるアミトリセンベイサンゴの大規模な群集が存在するなど、両湾及び周辺の海域は豊富な海中生物相を有している。

このように本地域は、全域に優れた海中生物相を有し、人為の影響が少ない自然性の高い海域であるので、全域を海域特別地区として適正な保全を図る。

三　特に保全を図るべき海域の指定に関する事項

崎山湾・網取湾自然環境保全地域の全域を海域特別地区として指定する。

四　保全のための規制に関する事項

自然環境保全法第二十七条第三項第五号の規定に基づき環境大臣が指定する区域及び当該区域ごとに指定する動植物は、次表の上欄に掲げる区域及び動植物とする。

区域	動植物
崎山湾・網取湾海域特別地区の全域	ボエルゲセニア・フォルベシイ（マガタマモ）、テュデマニア・エクスペディティオニス（スズカケモ）、ハリメダ・マクロロバ（ヒロハサボテングサ）、アケタブラリア・リュウキュウエンシス（カサノリ）、サルガサケアエ（ホンダワラ科）全種、リアゴラ・カエノミュケ（ハイコナハダ）、ベタフュクス・ゲラティヌス（カタメンキリンサイ）、キュモドケア・ロトゥンダタ（ベニアマモ）、キュモドケア・セルルラタ（リュウキュウアマモ）、ハロドゥレ・ピニフォリア（マツバウミジグサ）ハロドゥレ・ウニネルヴィス（ウミジグサ）、スュリンゴディウム・イソエティフォリウム（ボウバアマモ）、エンハルス・アコロイデス（ウミショウブ）、タラスィア・ヘムプリキイ（リュウキュウスガモ）、ハロフィラ・オヴァ